

に著作権等関係条約の締結を働き掛けています。

②WIPO（世界知的所有権機関）関連事項について

国際的ルールづくりへの参画として、現在WIPO*²³において放送機関の保護に関する新条約の策定に向けた議論などが行われており、積極的に参画しています。

また、平成24年6月には「視聴覚的実演に関する北京条約」が、25年6月には視覚障害者等のための著作権の制限及び例外を規定した「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」が採択されました。日本は、「視聴覚的実演に関する北京条約」については、26年5月に国会においてその締結が承認され、同年6月に加入しました。「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」については、30年4月に国会においてその締結が承認されたことを踏まえ、同年10月に加入書を寄託し、31年1月から効力が生じています。

第15節 宗教法人制度と宗務行政

1 宗教法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万1,000の宗教団体が「宗教法人法」に基づく宗教法人となっています（[図表31](#)、[図表32](#)）。

宗教法人制度を定める「宗教法人法」の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねる一方で、宗教法人の責任を明確にし、その公共性に配慮することを骨子としています。

2 宗務行政の推進

（1）宗教法人の管理運営の推進

都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、「宗教年鑑」として発行するほか、宗教に関する資料の収集などを行っています。

（2）不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、また、これらの方法で対応できない場合に

*²³ 参照：第2部第10章第1節5（6）

は、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進めています。

(3) 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性などに配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されています。

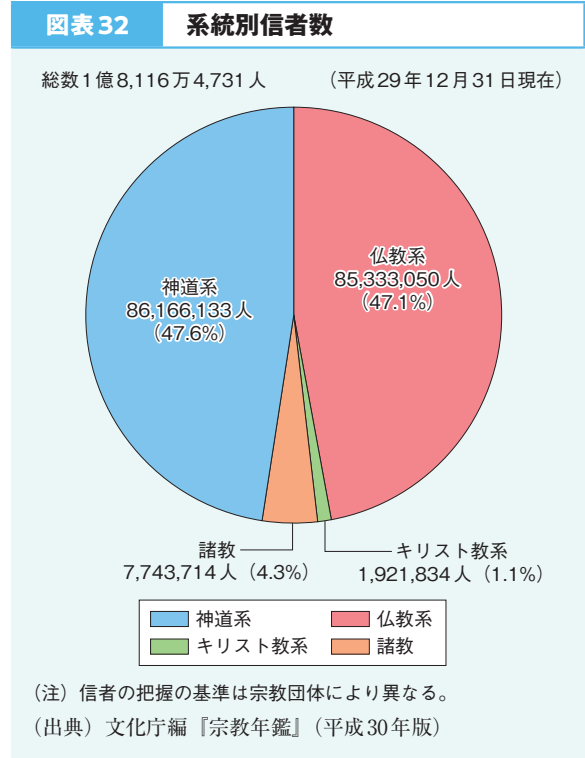
図表 31 宗教法人数

(平成29年12月31日現在)

所轄	区分		包 括 宗教法人	単 位 宗教法人	合 計
	系統				
文部科学大臣	神道系		123	94	217
	仏教系		157	309	466
	キリスト教系		65	258	323
	諸 教		29	84	113
	計		374	745	1,119
都道府県知事	神道系		6	84,639	84,645
	仏教系		11	76,803	76,814
	キリスト教系		7	4,438	4,445
	諸 教		1	14,228	14,229
	計		25	180,108	180,133
合 計			399	180,853	181,252

(注) 1 文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人や当該法人を包括する宗教法人
 2 都道府県知事所轄：単一の都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人
 3 包括宗教法人：単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等
 4 被包括宗教法人：礼拝の施設を備える神社、寺院、教会等

(出典) 文化庁編『宗教年鑑』(平成30年版)



宗教年鑑など